

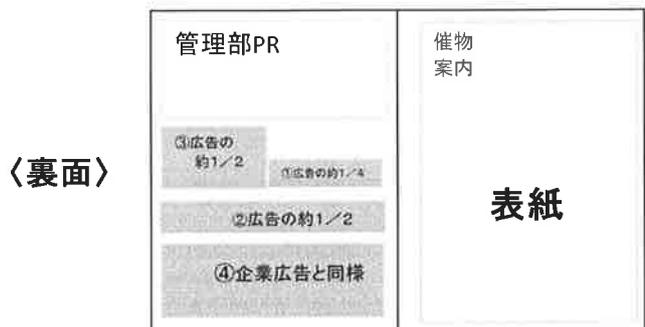
公益財団法人岡山シンフォニーホール催物案内に掲載する広告の取扱基準

【目的】

第1条 年6回隔月に発行している催物案内に広告を掲載してもらうことにより、冊子を手にとったお客様や友の会会員の方に対し、カラーでインパクトのある情報でアピールし、情報伝達の顧客満足度を向上させ、ホールの活性化及び文化事業の振興を図ることに併せ、自主財源の確保を図ることを目的とする。

【広告の掲載位置】

第2条 広告の掲載は、岡山シンフォニーホール催物案内裏面の位置とする。



【広告の掲載料金】

第3条 1 広告掲載の申込みが、事前に規定する枠数を越えたときは、申込の先着順とする。
2 広告のサイズ、掲載料金は次のとおりとする。

場所	サイズ	(タテcm×ヨコcm)	掲載料金
裏面	①企業広告の1/4	(3cm× 9.5cm)	5,000円
	②企業広告の1/2 (ヨコ長)	(3cm×19.0cm)	10,000円
	③企業広告の1/2 (タテ長)	(6cm× 9.5cm)	10,000円
	④企業広告と同サイズ	(6cm×19.0cm)	30,000円

注1：掲載場所は、掲載月や催物によって、希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

注2：広告原稿については、各自でご用意下さい。(エクセル・ワード・イラストレーター・JPEG・TIF等)

注3：上記表を基本としていますが、詳細はご相談ください。

3 掲載料金においては、理事長が特別に認めた場合は、別途協議のうえ設定する。

【支払い方法】

第4条 催物案内発行後、財団法人岡山シンフォニーホール(以下「財団」という。)の請求に基づき、請求のあった日から約1ヶ月以内に支払うものとする。

【広告掲載の停止】

第5条 財団は、この催物案内の広告掲載において、次の各号に該当する場合は利用者に連絡することなく、発行を停止・中止することができる。

- (1)天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (2)法令による規制、司法命令等が適用されたとき。
- (3)利用者が、財団の利益に反する行為や恐れのあるとき。
- (4)利用者がこの広告の取扱基準の何れかの条項に違反したとき。

【広告掲載の対象】

第6条 掲載できる広告は、文化・観光・産業に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)岡山市及び周辺地区の文化・観光・産業事業の品位を損なう恐れのあるもの。
- (2)実際の催物内容と著しくかけ離れている物
- (3)公序良俗に反する恐れのあるもの。
- (4)責任の所在及び、広告の内容が明確でないもの。
- (5)法令又は条例若しくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの。
- (6)誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの。
- (7)名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。
- (8)その他、掲載する広告として妥当でないと財団が認めるもの。

【広告掲載の募集】

第7条 広告掲載の募集は、ホームページなどを利用し公募する。

【広告掲載の募集】

第8条 この基準に定めるものの他、必要な事項は、財団が定める。

附則 この基準は、平成25年7月5日から施行する。